



©いなりん

令和7年度豊川市成年後見制度シンポジウム 豊川市市民後見人養成講座説明会

参加
無料

あなたの想いを

定員100名

地域のちからに

～住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を～

<開催日時>

令和7年

9月6日(土)

13:30 ▶ 16:00

会場 イオンモール豊川
3Fイオンホール

対象 どなたでも

成年後見制度とは

知的障害・精神障害・認知症などで判断能力が十分でない方のために、その人の財産管理や契約、手続きのサポートをする制度です。

市民後見人とは

後見人等として選任され、制度に沿って必要とする方に寄り添う市民のことです。

お問い合わせ先

●豊川市福祉部障害福祉課

TEL : 0533-89-2159

Email : shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

●豊川市福祉部介護高齢課

TEL : 0533-89-2105

Email : kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp

成年後見制度シンポジウム

兼 令和7年度市民後見人養成講座説明会を開催します



第1部

13:30～14:50

豊川市成年後見制度シンポジウム

「成年後見制度・市民後見人とは？」
～地域における権利擁護支援について～

シンポジスト

川端 伸子 氏

(一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともし代表)

ケアワーカーや医療ソーシャルワーカーを経て、地域包括支援センターの権利擁護業務の後方支援を約13年経験。また、平成30年度から5年間は、厚生労働省成年後見利用促進室で成年後見制度利用促進専門官を務める。これまでの経験の中で、自分一人では自分の権利を主張できない、実現できない当事者(ご本人)の権利擁護の支援を実現するためには、権利擁護支援の実践を行っている支援者を支えていくことが重要と考え、現在は、豊富な知識と経験を活かし、権利擁護支援を様々な地域に根付かせるためのサポート活動を展開している。



第2部

15:00～16:00

豊川市市民後見人養成講座説明会

令和7年度から市民後見人養成講座を開催します

豊川市の開催する養成講座では、次のような方の育成を目的としています。

- ①法人後見の支援員として活躍して下さる方
- ②権利擁護支援に関するボランティアとして活動して下さる方
- ③知識を深め、業務や家族の支援に役立てたい方



この講座では、認知症や障害の理解、後見人の役割や実務を学んでいきます。成年後見制度だけでなく権利擁護支援への理解が深まる内容となっており、**満25歳以上であればどなたでも**ご受講いただけます。

キリトリ線

申込み

申込期間: 令和7年8月1日(金)～令和7年8月22日(金)

下記の申込内容をFAX・メール・お申込専用フォームのいずれかでお申し込みください

(ふりがな) 参加者氏名	()	連絡先 ※日中繋がり やすい番号			
参加希望	☐ シンポジウム ☐ 説明会 ☐ どちらも	住所	☐ 豊川市 ☐ 市外在住 ☐ その他	手話通訳・ 要約筆記の ご希望	☐ 手話通訳 ☐ 要約筆記

※ この申込書は、本講演会の目的以外で使用することはありません。

必要事項をご記入の上、下記提出先までご提出ください。

◇提出先

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 障害福祉課 成年後見担当あて

FAX 0533-89-2137 E-mail shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp

お申込フォーム

QRコード